

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 4月 9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：25件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器補給水調整弁（LCV-2-1A）駆動部の分解点検時、ブッシュ部及びロッド部に摩耗が認められたため、当該部を交換	D	
2	1号機	主復水器補給水調整弁（LCV-2-1B）駆動部の分解点検時、ブッシュ部に摩耗が認められたため、当該部を交換	D	
3	1号機	主復水器空気抽出器蒸気圧力調整弁バイパス弁駆動部の点検時、ポジション用制御空気減圧弁に作動不良が認められたため、当該弁を修理	D	
4	1号機	脱塩装置入口復水流量電気式演算器（SQRT-2-1）の点検時、計器用電源スイッチの動作不良が認められたため、当該スイッチを交換	D	
5	1号機	高圧給水加熱器（1B）ドレン水位調節弁駆動部の点検時、ブッシュ部よりエアリークが認められたため、当該部を交換	D	
6	1号機	非常用ディーゼル発電機（A）の試運転時、起動用空気圧縮機（B）用空気槽ドレン弁より空気の漏えい（微量）が認められたため、当該弁を修理	D	
7	1号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（A）淡水ベント弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	1号機	計装用空気系圧縮機（A）のクランク室ロッド貫通部において、油のリークが認められたため、当該部の点検・修理	D	
9	2号機	所内用空気系圧縮機の点検時、駆動用Vベルトに劣化が認められたため、当該ベルトを交換	D	
10	2号機	排ガス系湿分分離器出口酸素サンプリング弁において、開閉表示ランプ用リミットスイッチの動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
11	3号機	タービン建屋排風機（HVE3-2A）用入口ダンパにおいて、開動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
12	4号機	タービン建屋地下管理区域トイレ排気ダクトにおいて、水の滴下が認められたため、当該ダクトを点検・修理	D	
13	4号機	定期事業者検査機器供用期間中検査において、計画の見直しに伴う検査要領書の改訂忘れが認められたため、当該要領書を改訂及び対応検討	C	
14	4号機	換気空調常用冷却系海水入口配管ベントラインにおいて、塩化ビニル配管の折損が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
15	4号機	主蒸気逃し安全弁アキュームレータードレン弁（1台）において、操作ハンドル用押えナットに外れが認められたため、当該ナットを取付け	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	4号機	残留熱除去系熱交換器（B）出口淡水側サンプリングラック流量計において、指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	
17	5号機	重油移送ポンプ（A）安全弁の点検時、吹き出し圧力調整ナット部に腐食が認められたため、当該安全弁を交換	D	
18	5号機	廃棄物処理系ポンプ室現場監視用モニターV操作卓において、操作スイッチに破損（3箇所）が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
19	5号機	廃棄物処理建屋加熱蒸気凝縮水移送ポンプにおいて、レシーパタンクの自動起動用レベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
20	6号機	取水設備バースクリーンにおいて、貝の付着が認められたため、当該バースクリーンを点検・清掃	D	
21	6号機	床ドレン中和タンク（B）の点検時、タンク内面ライニングに不良箇所（31箇所）及びタンク天井部に錆が認められたため、当該ライニングを修理及び天井部を補修塗装	D	
22	6号機	復水脱塩装置苛性ポンプ室の入口扉において、ドアノブの不良による開閉困難が認められたため、当該ドアノブを点検・修理	D	
23	6号機	屋外給・復水系酸素ポンベ室において、部屋の屋根の中央部分に穴空きが認められたため、当該屋根を修理	D	
24	集中環境施設	高温焼却炉運転トレンド記録用パソコンにおいて、動作不良が認められたため、当該パソコンを点検・修理	D	
25	集中環境施設	液体廃棄物乾燥固化系水分計ホッパ上部において、乾燥空気と温水取合フランジ部より水の滴下が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで